



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成14年12月20日金曜日 第1418号

◇ 目 次 ◇

医療機関の指定.....	1371
指定医療機関の名称の変更.....	1371
指定医療機関（指定訪問看護事業者等）の休止の届出.....	1371
指定医療機関の廃止の届出.....	1372
施術機関の指定.....	1372
介護機関（居宅介護事業者）の指定.....	1372
指定介護機関（居宅介護事業者）の休止の届出.....	1372
大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	1373
大規模小売店舗の届出に係る市町村等の意見の概要.....	1373
新たな土地改良事業の施行の認可（2件）.....	1373
市営土地改良事業の施行の同意.....	1373
町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（2件）.....	1373
肥料の登録.....	1374
肥料登録有効期間の更新.....	1374
加入区の設定（漁獲共済）.....	1374
道路の区域変更（県道玉川菊間線）.....	1377
道路の供用開始（"）.....	1377
道路の区域変更（県道松山東部環状線）.....	1377
道路の供用開始（"）.....	1377
道路の区域変更（県道直瀬浜草線）.....	1378
道路の供用開始（"）.....	1378
道路の区域変更（県道野中長沢線）.....	1378
道路の供用開始（県道宇和野村線）.....	1378
開発行為に関する工事の完了.....	1378

教育委員会規則

愛媛県立学校管理規則の一部を改正する規則.....1379

選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....1379

愛媛県知事選挙における各候補者が政見放送を行うことができる一般放送事業者及び回数決定.....1380
 漁業法第99条第1項の規定による解職の請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....1380

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1997号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成14年12月20日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年月日
さとう耳鼻咽喉科クリニック	佐藤英光	温泉郡重信町志津川甲1560-1	平成14.12.1
株式会社 東予薬局	株式会社 東予薬局	新居浜市高田一丁目1-62	平成14.11.1
たんぼば薬局宇和島店	西日本たんぼば薬局株式会社	宇和島市丸之内二丁目1-5	平成14.12.1
真成堂ニューセンチュリー薬局	有限会社 真成堂	西条市玉津583番地5	平成14.11.1

○愛媛県告示第1998号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関が、名称を次のように変更した。

平成14年12月20日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称		開設者の氏名 又は名称	所在地	変 更 年 月 日
旧	新			
篠原医院	篠原内科外科耳鼻科	医療法人 篠原医院	西条市大町520-8	平成14.11.1

○愛媛県告示第1999号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関（指定訪問看護事業者等）から、指定訪問看護事業等を次のように休止した旨の届出があった。

平成14年12月20日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関（指定訪問看護事業者等）の名称	主たる事務所の所在地	休止に係る指定訪問看護事業等を行う事業所		休止年月日
		名称	所在地	
医療法人 青峰会	八幡浜市大字五反田1番耕地1046番地1	チヨダ訪問看護ステーション	八幡浜市川通1455番地22	平成14.11.1

○愛媛県告示第2000号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。
平成14年12月20日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名又は名称	所在地	廃止年月日
東予薬局	井上博克	新居浜市高田一丁目1-62	平成14.11.1
真成堂ニューセンチュリー薬局	坂上讓二	西条市玉津583番地5	平成14.11.1

○愛媛県告示第2001号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、施術機関を次のように指定した。
平成14年12月20日

愛媛県知事 加戸守行

施術機関の名称	開設者の氏名又は名称	所在地	指定年月日
高橋整骨院	高橋莊三	川之江市市川之江町宝洞山3115-1	平成14.11.26

○愛媛県告示第2002号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。
平成14年12月20日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
有限会社 すまいる	伊予郡砥部町北川毛1442番地16	グループホームすまいる	伊予郡砥部町北川毛1442番地16	平成14.12.1
医療法人社団 林整形外科クリニック	宇和島市新町二丁目1番1号	ひまわり	宇和島市新町二丁目1番1号	平成14.10.1
西日本たんぼば薬局株式会社	香川県高松市鶴市町2036番地10	たんぼば薬局宇和島店	宇和島市丸之内二丁目1-5	平成14.12.1
有限会社 第一タクシー	今治市高橋甲88番地8	第一えんぎケアサービス	今治市高橋甲88番地8	平成14.12.1

○愛媛県告示第2003号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように休止した旨の届出があった。
平成14年12月20日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	休止に係る居宅介護事業を行う事業所		休止年月日
		名称	所在地	
医療法人 青峰会	八幡浜市大字五反田1番耕地1046番地1	チヨダ訪問看護ステーション	八幡浜市川通1455番地22	平成14.11.1
医療法人 青峰会	八幡浜市大字五反田1番耕地1046番地1	チヨダホームヘルプサービス	八幡浜市新川1455番地22	平成14.12.1

○愛媛県告示第2004号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部商工流通課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成14年12月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 日 年月日
伊予鉄ターミナルビル	松山市湊町五丁目1番地1	駐車場の収容台数	1,960台	1,947台	平成15年 2月28日	平成14年 12月3日
		駐車場の自動車の出入口の数	18箇所	19箇所		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部商工流通課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部商工流通課

○愛媛県告示第2005号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

当該意見は、愛媛県経済労働部商工流通課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに重信町役場において告示の日から1月間縦覧に供する。

平成14年12月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	法第8条第1項の規定により市町村から聴取した意見の概要	法第8条第2項の規定により述べられた意見の概要
フジグラン重信・ディックEX重信	温泉郡重信町野田三丁目1番地13	生活環境保持の見地からの意見はなし。	自動車の出入口の変更を行った駐車場における騒音防止に努めること。

○愛媛県告示第2006号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、八幡浜市南部土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・八幡浜南部地区）の施行を平成14年12月11日認可した。

平成14年12月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第2007号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、大洲市土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・東大洲地区）の施行を平成14年12月11日認可した。

平成14年12月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第2008号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、北条市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・庄地区）の施行に平成14年12月11日同意した。

平成14年12月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第2009号

小田町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・七津地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第

5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年12月20日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・七津地区）計画書の写し
- (2) 農林業生産基盤整備事業費分担金の徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成14年12月24日から平成15年1月28日まで

3 縦覧場所

小田町役場

○愛媛県告示第2010号

小田町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・中田渡地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成14年12月20日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・中田渡地区）計画書の写し
- (2) 農林業生産基盤整備事業費分担金の徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成14年12月24日から平成15年1月28日まで

3 縦覧場所

小田町役場

○愛媛県告示第2011号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定に基づき、次のとおり肥料の登録をした。

平成14年12月20日

愛媛県知事 加戸守行

登録年月日	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成14年12月12日	愛媛県第1260号	副産石灰肥料	シーエーツー	アルカリ分55.0	公定規格のとお	有限会社カルシオン 愛媛県松山市三津二丁目10番19号

○愛媛県告示第2012号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成14年12月20日

愛媛県知事 加戸守行

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成20年12月9日	愛媛県第1177号	米ぬか油かす及びその粉末	米ぬか油かす粉末	窒素全量2.0 りん酸全量4.0 加里全量1.0	公定規格のとお	カネミ倉庫株式会社 福岡県北九州市小倉北区東港一丁目6番1号

○愛媛県告示2013号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）第105条第1項第2号口の規定による区域及び区分を次のように定め、平成15年1月2日から施行し、漁業災害補償法に基づく加入区の設定（昭和50年2月愛媛県告示第114号、昭和50年2月愛媛県告示第117号、昭和50年3月愛媛県告示第217号及び昭和58年4月愛媛県告示第630号）、漁業災害補償法による加入区の設定（昭和52年3月愛媛県告示第300号）、加入区の設定（昭和55年12月愛媛県告示第1427号、昭和59年11月愛媛県告示第1377号、昭和59年11月愛媛県告示第1378号及び昭和63年2月愛媛県告示第257号）、加入区の設定（漁獲共済）（平成4年11月愛媛県告示第1433号、平成4年11月愛媛県告示第1434号、平成9年1月愛媛県告示第21号、平成9年1月愛媛県告示第22号及び平成11年3月愛媛県告示第283号）及び加入区の設定（漁獲共済）及び加入区の設定の廃止（平成4年11月愛媛県告示第1448号）は、同月1日限り廃止する。ただし、この告示は、その共済責任期間の開始日がこの告示の施行の日以後の日である漁獲共済に係る共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日がこの告示の施行の日前の日である漁獲共済に係る共済契約については、なお従前の例による。

平成14年12月20日

愛媛県知事 加戸守行

区 域	区 分
1 川之江区域（川之江漁業協同組合の地区）	(1) 主として底びき網を使用して営む漁業 (2) 瀬戸内海において、2隻以上の漁船により船びき網を使用して営む漁業であって、当該漁船の合計総トン数が10トン以上20トン未満であるもの (3) 主として刺し網を使用して営む漁業 (4) (1)から(3)までに掲げる漁業以外の漁業
2 三島区域（三島漁業協同組合の地区）	(1) 瀬戸内海において、2隻以上の漁船により船びき網を使用して営む漁業であって、当該漁船の合計総トン数が10トン以上20トン未満であるもの (2) 小型定置漁業 (3) (1)及び(2)に掲げる漁業以外の漁業
3 寒川区域（寒川漁業	(1) 主として底びき網を使

協同組合の地区)	用して営む漁業 (2) 主として流し網を使用して営む漁業 (3) 小型定置漁業 (4) (1)から(3)までに掲げる漁業以外の漁業	漁業協同組合の地区)	漁業
4 土居町区域(土居町漁業協同組合の地区)	小型定置漁業	17 北条市区域(北条市漁業協同組合の地区)	(1) 主として底びき網を使用して営む漁業 (2) 主として船びき網を使用して営む漁業 (3) (1)及び(2)に掲げる漁業以外の漁業
5 新居浜市大島区域(新居浜市大島漁業協同組合の地区)	(1) 主として底びき網を使用して営む漁業 (2) 主として船びき網を使用して営む漁業 (3) (1)及び(2)に掲げる漁業以外の漁業	18 津和地区区域(中島三和漁業協同組合の地区のうち、旧津和地漁業協同組合の地区)	(1) 主としてごち網又はたこつぼを使用して営む漁業 (2) 主として一本釣りを営む漁業 (3) (1)及び(2)に掲げる漁業以外の漁業
6 多喜浜区域(多喜浜漁業協同組合の地区)	(1) 主として底びき網を使用して営む漁業 (2) 主として船びき網を使用して営む漁業 (3) 小型定置漁業 (4) (1)から(3)までに掲げる漁業以外の漁業	19 元怒和区域(中島三和漁業協同組合の地区のうち、温泉郡中島町大字元怒和の区域)	法第104条第2号に掲げる漁業
7 新居浜市垣生区域(新居浜市垣生漁業協同組合の地区)	(1) 主として底びき網を使用して営む漁業 (2) 主として流し網を使用して営む漁業 (3) (1)及び(2)に掲げる漁業以外の漁業	20 上怒和区域(中島三和漁業協同組合の地区のうち、温泉郡中島町大字上怒和の区域)	法第104条第2号に掲げる漁業
8 新居浜区域(新居浜漁業協同組合の地区)	法第104条第2号に掲げる漁業	21 二神区域(中島三和漁業協同組合の地区のうち、旧二神漁業協同組合の地区)	法第104条第2号に掲げる漁業
9 西条市玉津区域(西条市ひうち漁業協同組合の地区のうち、旧西条市玉津漁業協同組合の地区)	(1) 主として船びき網を使用して営む漁業 (2) (1)に掲げる漁業以外の漁業	22 松山市今出区域(松山市今出漁業協同組合の地区)	(1) 主として船びき網を使用して営む漁業 (2) (1)に掲げる漁業以外の漁業
10 西条区域(西条漁業協同組合の地区)	(1) 主として底びき網を使用して営む漁業 (2) 主として船びき網を使用して営む漁業 (3) 小型定置漁業 (4) (1)から(3)までに掲げる漁業以外の漁業	23 上灘区域(上灘漁業協同組合の地区)	(1) 主として底びき網を使用して営む漁業 (2) 船びき網又はまき網を使用して営む漁業 (3) 主として流し網を使用して営む漁業 (4) (1)から(3)までに掲げる漁業以外の漁業
11 河原津区域(河原津漁業協同組合の地区)	(1) 主として底びき網を使用して営む漁業 (2) (1)に掲げる漁業以外の漁業	24 下灘区域(下灘漁業協同組合の地区)	(1) 主として底びき網を使用して営む漁業 (2) 主としてごち網を使用して営む漁業 (3) (1)及び(2)に掲げる漁業以外の漁業
12 大浜区域(大浜漁業協同組合の地区)	(1) 主として一本釣りを営む漁業 (2) 主としてはえ縄を使用して営む漁業 (3) (1)及び(2)に掲げる漁業以外の漁業	25 伊予区域(伊予漁業協同組合の地区)	法第104条第2号に掲げる漁業
13 津倉区域(津倉漁業協同組合の地区)	法第104条第2号に掲げる漁業	26 長浜町区域(長浜町漁業協同組合の地区)	(1) 主として底びき網を使用して営む漁業 (2) (1)に掲げる漁業以外の漁業
14 魚島村区域(魚島村漁業協同組合の地区)	(1) 小型定置漁業 (2) (1)に掲げる漁業以外の漁業	27 磯津区域(磯津漁業協同組合の地区)	(1) 主として底びき網を使用して営む漁業 (2) 小型定置漁業 (3) (1)及び(2)に掲げる漁業以外の漁業
15 弓削町区域(弓削町漁業協同組合の地区)	小型定置漁業	28 川之石区域(川之石漁業協同組合の地区)	(1) 主として底びき網を使用して営む漁業 (2) 主として船びき網を使
16 関前村区域(関前村	法第104条第2号に掲げる		

	用して営む漁業 (3) (1)及び(2)に掲げる漁業 以外の漁業	漁業協同組合の地区)	ン未満の漁船により、まき 網を使用して営む漁業
29 伊方町区域(伊方町 漁業協同組合の地区)	(1) 主として底びき網を使 用して営む漁業 (2) 主として船びき網を使 用して営む漁業 (3) 主として流し網を使用 して営む漁業 (4) (1)から(3)までに掲げる 漁業以外の漁業	38 宇和島区域(宇和島 漁業協同組合の地区)	(1) 総トン数5トン未満の 漁船により、主としてま き網を使用して営む漁業 (2) 総トン数5トン以上10 トン未満の漁船により、 主としてまき網を使用し て営む漁業 (3) 総トン数10トン以上20 トン未満の漁船により、 まき網を使用して営む漁 業 (4) (1)から(3)までに掲げる 漁業以外の漁業
30 町見区域(町見漁業 協同組合の地区)	(1) 主として底びき網を使 用して営む漁業 (2) 主として船びき網を使 用して営む漁業 (3) 小型定置漁業 (4) 大型定置漁業 (5) (1)から(4)までに掲げる 漁業以外の漁業	39 御荘町区域(御荘町 漁業協同組合の地区)	(1) 主として底びき網を使 用して営む漁業 (2) 総トン数10トン以上20 トン未満の漁船により、 まき網を使用して営む漁 業 (3) (1)及び(2)に掲げる漁業 以外の漁業
31 瀬戸町区域(瀬戸町 漁業協同組合の地区)	(1) 主として船びき網を使 用して営む漁業 (2) 小型定置漁業 (3) (1)及び(2)に掲げる漁業 以外の漁業	40 南内海区域(南内海 漁業協同組合の地区)	(1) 主として底びき網を使 用して営む漁業 (2) 総トン数10トン未満の 漁船により、主としてま き網を使用して営む漁業 (3) 総トン数10トン以上20 トン未満の漁船により、 まき網を使用して営む漁 業 (4) 総トン数20トン以上 1 00トン未満の漁船により 、まき網を使用して営む 漁業 (5) (1)から(4)までに掲げる 漁業以外の漁業
32 三崎区域(三崎漁業 協同組合の地区)	(1) 総トン数10トン以上 1 00トン未満の漁船により 、はえ縄を使用して営む 漁業 (2) (1)に掲げる漁業以外の 漁業であって、西宇和郡 三崎町正野、串及び名取 の区域の者が営む漁業 (3) (1)に掲げる漁業以外の 漁業であって、西宇和郡 三崎町与侈の区域の者が 営む漁業 (4) (1)に掲げる漁業以外の 漁業であって、西宇和郡 三崎町井野浦、三崎、高 浦、佐田及び大佐田の区 域の者が営む漁業 (5) (1)に掲げる漁業以外の 漁業であって、西宇和郡 三崎町明神、二名津、松 、釜木及び平磯の区域の 者が営む漁業	41 東海区域(東海漁業 協同組合の地区)	総トン数10トン以上20トン 未満の漁船により、まき網 を使用して営む漁業
33 三瓶湾区域(三瓶湾 漁業協同組合の地区)	総トン数40トン以上 100 ト ン未満の漁船により、まき 網を使用して営む漁業	42 深浦区域(深浦漁業 協同組合の地区)	(1) 主として船びき網を使 用して営む漁業 (2) 主としてまき網を使用 して営む漁業 (3) 総トン数10トン以上20 トン未満の漁船により、 釣りによってかつおをと ることを目的とする漁業 (4) (1)から(3)までに掲げる 漁業以外の漁業
34 八幡浜区域(八幡浜 漁業協同組合の地区)	(1) 主として底びき網を使 用して営む漁業 (2) (1)に掲げる漁業以外の 漁業	43 久良区域(久良漁業 協同組合の地区)	(1) 主として底びき網を使 用して営む漁業 (2) 主として船びき網を使 用して営む漁業 (3) 主としてまき網を使用 して営む漁業 (4) 主としてはえ縄を使用 して営む漁業
35 遊子区域(遊子漁業 協同組合の地区)	小型定置漁業		
36 戸島区域(戸島漁業 協同組合の地区)	法第104条第2号に掲げる 漁業		
37 日振島区域(日振島	総トン数10トン以上 100 ト		

44 西海町区域（西海町漁業協同組合の地区）	(5) (1)から(4)までに掲げる漁業以外の漁業	45 福浦区域（福浦漁業協同組合の地区）	ることを目的とする漁業
	(1) 主として底びき網を使用して営む漁業 (2) 総トン数10トン以上20トン未満の漁船により、釣りによってかつおをと		(3) 大型定置漁業 (4) (1)から(3)までに掲げる漁業以外の漁業
			小型定置漁業

○愛媛県告示第2014号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年12月20日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	玉川菊間線	越智郡菊間町高田14番から 同町高田1番2まで	旧	メートル 3.8～4.5	キロメートル 0.062	
			新	11.2～13.4	0.062	

○愛媛県告示第2015号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年12月20日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	玉川菊間線	越智郡菊間町高田14番から 同町高田1番2まで	平成14年12月20日

○愛媛県告示第2016号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年12月20日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	松山東部環状線	松山市下伊台町1507番5から 同町1037番1まで	旧	メートル 9.3～13.0	キロメートル 0.072	
			新	11.1～17.5	0.072	

○愛媛県告示第2017号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年12月20日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山東部環状線	松山市下伊台町1507番5から 同町1037番1まで	平成14年12月20日

○愛媛県告示第2018号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
 平成14年12月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	直瀬洪草線	上浮穴郡面河村洪草754番 2 から 同村洪草736番地先まで	旧	メートル 4 2～15 6	キロメートル 0 203	
			新	5 2～29 8	0 203	

○愛媛県告示第2019号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
 平成14年12月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	直瀬洪草線	上浮穴郡面河村洪草756番 2 から 同村洪草736番地先まで	平成14年12月20日

○愛媛県告示第2020号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
 平成14年12月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	野中長沢線	伊予郡中山町大字出淵 2 番耕地3034番 1 地先	旧	メートル 6 2～11 8	キロメートル 0 026	
			新	10 8～12 5	0 026	
"	"	伊予郡中山町大字出淵 2 番耕地3034番 1 地先から 同大字 2 番耕地3032番 1 地先まで	旧	10 5～17 0	0 025	
			新	10 5～16 8	0 025	

○愛媛県告示第2021号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、八幡浜地方局宇和土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
 平成14年12月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和野村線	東宇和郡宇和町大字卯之町五丁目416番から 同町大字稲生28番 1 まで	平成14年12月20日

○愛媛県告示第2022号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。
 平成14年12月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
西局丹土（開）第22号 平成14年12月4日	東予市河原津甲479番1	東予市三津屋東2番6 北 村 彰 英
西局丹土（開）第23号 平成14年12月4日	東予市旦之上甲380番1及び甲380番4	今治市八町西二丁目5番15号 井 出 信 幸
西局建（開）第21号 平成14年12月5日	西条市飯岡字柳ヶ内321番	西条市飯岡1205番地 神 野 久 美 子

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第19号

愛媛県県立学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年12月20日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

愛媛県県立学校管理規則の一部を改正する規則

愛媛県県立学校管理規則（昭和31年愛媛県教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

第26条第2項中「休暇（生理日における勤務が著しく困難な教育職員に対する措置）又は」を削り、同条第3項中「産前又は産後の休暇」を「休暇（生理日の勤務が著しく困難な教育職員に対する措置及び産前産後の休暇）」に、「医師又は助産師の証明書を添えて」を「その時期、日数及び理由を具して」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、産前産後の休暇を請求するときは、医師又は助産師の証明書を添えなければならない。

第26条第4項中「具し、医師の診断書その他勤務することができない理由を証明する書類を添えて」を「具して」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、有給休暇で7日以上引き続くもの及び無給休暇を受けようとするときは、医師の診断書その他勤務することができない事由を証明する書類を添えなければならない。

第26条第5項中「第3項」の下に「に規定する産前産後の休暇」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第44号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成14年12月20日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

- 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数
 - 選挙権を有する者の総数 1,212,113
 - 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 24,243
 - 40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 268,686
- 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数
松山市	377,510	125,837
今治市	95,046	31,682
宇和島市	50,165	16,722
八幡浜市	26,865	8,955
新居浜市	103,455	34,485
西条市	47,009	15,670
大洲市	30,725	10,242
川之江市	30,619	10,207
伊予三島市	30,456	10,152
伊予市	24,705	8,235
北条市	23,732	7,911
東予市	27,114	9,038
宇摩郡	16,049	5,350
周桑郡	19,378	6,460
越智郡	59,664	19,888
温泉郡	32,931	10,977
上浮穴郡	13,573	4,525
伊予郡	51,740	17,247
喜多郡	25,527	8,509
西宇和郡	27,830	9,277
東宇和郡	31,537	10,513
北宇和郡	42,541	14,181
南宇和郡	23,942	7,981

○愛媛県選挙管理委員会告示第45号

平成15年1月26日執行予定の愛媛県知事選挙における各候補者が政見放送を行うことができる一般放送事業者及びその回数は、次のとおりとする。

平成14年12月20日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 藤 山 薫

区 分	一般放送事業者	政見放送の回数
テレビジョン放送	南海放送株式会社	1回
	株式会社あいテレビ	1回
	株式会社愛媛朝日テレビ	1回
ラジオ放送	南海放送株式会社	1回

○愛媛県選挙管理委員会告示第46号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第1項の規定による解職の請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成14年12月20日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 藤 山 薫

- | | |
|----------------------|--------|
| 1 選挙権を有する者の総数 | 22,913 |
| 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数 | 7,638 |